

区役所からの お知らせ

介護保険料の決定通知書を送付します

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、あらかじめ年金からのお支払いにより保険料を納めていただいている方に、介護保険料決定通知書を7月中に送付します。

また、口座振替や納付書等で保険料を納めていただいている方には、4月に決定通知書を送付しましたが、保険料段階の変更や納付方法が年金からのお支払いに変更となる方には改めて送付します。

問合せ 保健福祉課(高齢者支援) 1階 10番
☎6915-9859

介護保険料決定通知書の保管について

介護保険料決定通知書は、①高齢者用肺炎球菌、②インフルエンザの予防接種時に必要となる場合(保険料段階が1~4段階の方)がありますので、接種予定の方は保管しておいてください。

問合せ 保健福祉課(健康づくり) 1階 11番
☎6915-9882

国民健康保険高齢受給者証を更新します

大阪市国民健康保険に加入の70歳から74歳の方が7月下旬までに新しい高齢受給者証を送付します。

現在のものは8月から使えなくなります。7月中に届かない場合は、お問い合わせください。

問合せ 窓口サービス課(保険年金) 3階 31番
☎6915-9956

後期高齢者医療制度の新しい 被保険者証と保険料決定通知書を送付します

75歳(一定の障がいがあると認定された方は65歳)以上の方に、平成29年度の被保険者証(桃色)を7月上旬に送付します。現在の薄緑色のものは8月から使えなくなりますのでご注意ください。なお、不在時は郵便局に留め置かれその旨のお知らせが投函されます。7月中に届かなかった場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、お問い合わせください。

また、後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7月中旬に送付します。保険料を年金からお支払いいただいている方は、口座振替による納付方法が選択できますので、お問い合わせください。

問合せ 窓口サービス課(保険年金) 3階 31番
☎6915-9956

平成29年度 国民年金保険料 免除申請の受付を開始します

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付を免除・猶予申請することができます。申請時の2年1か月前まで、さかのぼって申請が可能です。

区役所保険年金担当、または城東年金事務所で申請してください。

詳しくはお問い合わせください。

- 申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。
- 失業等により納付が困難な場合、状況を証明する資料が必要な場合があります。

問合せ 窓口サービス課(保険年金) 3階 31番
☎6915-9956

鶴見区区政会議の 委員募集

区民の皆さんから区政についてのご意見や評価をいただく「区政会議」の委員を募集します。

あなたの意見を区政に届けてみませんか。多くの方のご応募をお待ちしています。

対象 区内在住・在勤・在学で、市職員・市の審議会などの委員でない方

募集人員 5名程度

任期 平成29年10月1日~平成31年9月30日(2年間)

応募方法 指定の申込書と、関心のある分野(鶴見区の施策や地域活動、子育て、健康、福祉、防災、防犯など)をテーマにしたレポート(800字程度)を持参または送付、メールにて提出してください。応募用紙は、区役所4階総務課に設置するほか、鶴見区ホームページからもダウンロードできます。

募集期間 平成29年7月1日(土)

~7月31日(月)(当日消印有効)

※委員は無償となりますのでご了承ください。

申込問合せ 538-8510(住所不要)

鶴見区役所総務課(区政企画)

☎6915-9173

4階 41番

✉kuseikaigi-tsurumi@city.osaka.lg.jp



個人市・府民税に関する 申告の調査を実施しています

昨年度、勤め先から給与支払報告書や所得税の確定申告書が提出されている方で、今年度の申告等がない方を対象に、個人市・府民税の申告書をお送りしています。申告が必要な場合は、指定の期日までに提出ください。

また、申告内容、収入・資産状況および事務所等の開設状況などについて、市税事務所から電話や文書または訪問(徴税吏員証を携帯)による調査を実施していますので、ご協力をお願いします。

問合せ 京橋市税事務所 市民税等グループ
(個人市民税担当)
☎4801-2953

老人医療(一部負担金相当額等 一部助成)医療証の更新

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証(黄色)をお持ちの方に7月下旬までに新しい医療証(青色)を送付します。

現在のものは8月から使えなくなります。7月中に届かない場合は、お問い合わせください。

問合せ 保健福祉課(障がい者支援) 1階 13番
☎6915-9857

「健康講座保健栄養コース」受講者募集

平成29年度食生活改善推進員(ヘルスメイト)養成講座を開講します。

食生活を中心に「健康づくり」について総合的に学べる講座です。

日時 8月29日(火)、9月5日(火)・13日(水)・20日(水)、10月3日(火)・11日(水)・18日(水)、11月8日(水)・20日(月)
(全9回) いずれも9時30分~12時

場所 区役所2階 対象 区内在住の方

定員 30名(先着順) 参加費 無料

申込 来庁、電話またはファックス(教室名、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を記載ください。)

締切 8月4日(金)

申込問合せ 保健福祉課(健康づくり) 1階 11番
☎6915-9882 ☎6913-8140

各種無料相談日 7月

相談名	日時	申込方法	場所
1 法律相談 (毎月第2・4金曜日)	7月14日(金)・28日(金) 13時~17時	当日9時~電話にて(専用☎6915-9954) ※24名(先着順)(1人30分以内)	鶴見区役所3階
2 行政書士相談 (相続・遺言・成年後見・在留資格・帰化など) (奇数月第2水曜日)	7月12日(水) 13時~16時 次回は9月13日(水)	当日10時から3階多目的スペースにて受付票を配付 ※8名(先着順)(1人40分以内)	
3 不動産相談 (毎月第2火曜日)	7月11日(火) 13時~16時	当日会場にて12時50分より受付 ※6名(先着順)(1人30分以内) ※相談員が1名のため、12時50分の時点で、2名以上の場合は順番を抽選	
4 司法書士相談 (相続・贈与・会社・法人の登記・成年後見など) (毎月第3水曜日)	7月19日(水) 13時~16時	当日10時から4階総務課にて受付票を配付 ※8名(先着順)(1人45分以内)	
5 就労相談 (毎月第1水曜日)	7月5日(水) 13時30分~17時 ※次回は8月2日(水)	当日会場にて13時20分~15時30分まで受付 ※5名(先着順)(1人30分以内) 【16時~17時は事前予約制】当日11時までに大阪市地域就労支援センターへ電話にて(専用電話0120-939-783) ※2名(先着順)	鶴見区役所2階
6 花と緑の相談 (毎月第2水曜日)	7月12日(水) 14時~16時	当日会場にて受付	鶴見区役所1階
7 ごみ減量・3R相談 (毎月第3火曜日)	7月18日(火) 14時~16時	当日会場にて受付	
8 人権相談	平日 9時~21時 日・祝 9時~17時30分	専門相談員による電話での無料相談(専用☎6532-7830) ※通話料は自己負担 【区役所での出張相談は上記専用番号での事前予約制】	市民局 人権企画課 (市役所4階)
9 犯罪被害者等支援の総合相談窓口	平日 9時~17時30分	相談は電話、面談、またはファックスにて ※通話料は自己負担	

問合せ ①②③④⑤ 総務課(区政企画) ☎6915-9683
⑥ 鶴見緑地公園事務所 ☎6912-0650 FAX6913-6804
⑦ 城北環境事業センター ☎6913-3960 FAX6913-3674
⑧ 地域活動支援課(こども・教育) ☎6915-9734
⑨ 市民局人権企画課 ☎6208-7619 FAX6202-7073

日曜法律相談 日曜法律相談は、7月23日(日)福島区役所で、ナイター法律相談は、7月27日(木)北区民センターで実施。
ナイター法律相談 詳しくは、大阪市総合コールセンター「なにわコール」☎4301-7285までお問い合わせください。